

第3回 《ときわぎ国領との懇談会》報告

平成19年2月24日（土）午前10時～11時30分

“騙されないぞ『悪徳商法』”

「ときわぎ国領」より3名（伊東・市川・木村）、消費者センターより鈴木さんが来てくださいました。

「高齢者の消費生活トラブル（悪徳商法）」、「成年後見人制度」についての講演と「ときわぎ国領」による個別相談などがありました。

50名の参加がありみなさん熱心に聞き入っていました。

【懇談会開催にあたり理事会の挨拶】

「ときわぎ国領」との3回目の懇談会になります。こういう懇談会をこれからも続けていきたいと思っています。具体的に進めていくために、ホ号棟管理組合の中に「高齢者対策委員会」（理事会で承認済）をもうけ、既に3回の協議を重ねてきました。

自分達で解決できることは自分達でしますが、できないことはホ号棟としてきちんと受け皿をつくり、事実上の「ときわぎ国領」の出先機関になれるようなことも考えています。

（1）出前講座「高齢者の消費生活トラブル」

講師 消費生活相談員 鈴木伸子さん



昨年5月、埼玉で認知症の姉妹が悪質業者によって5000万円の被害を被り、近くの人が業者の不審な行動をみて、消費者センターに連絡をした事件があります。それを契機に国や自治体が本気で悪質商法に取り組み、内閣府が消費生活を守るために「出前講座」を実施するようになりました。

最近のトラブル

物（商品）・サービスをお金で買って起こるトラブルを消費者トラブルと云います。

① 電話勧誘販売

以前は電話だけで契約が出来ましたが、現在は中身の分かる書類を送ることになっています。もし断りたい場合は**クーリングオフ**ができます。

② 訪問販売

訪問販売は価格のわからないものが多い。実際は店で買うより、かなり高い。これから訪問販売の増えそうなものとして、火災報知機があります。これは平成 22 年から設置が義務づけられるからです。

③ お金を狙った悪質商法

未公開株の勧誘電話、先物取引の訪問販売などには手を出さない。

騙された場合、警察は悪質業者を捕まえることはしますが、救済はしてくれません。



④ 催眠商法

健康食品、磁気マットレス、医療機器など、会場を借りて物を売る。先日**口号棟で催眠商法**による被害がありました。

「**福袋をさしあげますから交換にきてください**」という手口で引換券を渡し、どこかの家を借り高額商品を売りつける。幸い早く近所の方が気がつき警察に通報し、大きな被害にはならず済みました。ホ号棟でも十分に気をつけてください。

説明のあと、参加者の方々が主役で「仮店舗で磁気マットを買わされた」、
「次々と買わされるふとん訪問販売」という題名の寸劇を実際にやってみました。出演者の熱演で大笑いのひとときでした。
劇を見ながら、こういう悪質な業者に騙されないよう再確認させられました。

悪質業者にだまされた場合

*クーリングオフを利用する

契約書面を受け取った日から、**8日以内**に書面で業者に通知する。

はがきを両面コピーして、配達記録郵便にし送付した証拠を残す。

クーリングオフの期間（8日間）が過ぎても諦めず、すぐに消費生活センター（消費生活相談室）へ相談してください。
解約することも充分可能です。



(II) 成年後見制度

判断能力が劣った場合、後見人をつけ、自分の財産を守ってもらう制度
判断能力の度合いによって利用の仕方が異なります。

後見 …… 判断能力を欠く状態

保佐 …… 判断能力が著しく不十分な状態

補助 …… 判断力が不十分な状態

手続きは家庭裁判所で行います。鑑定料（専門の医者に診てもらう費用）が
5～10万円かかります。

【質疑応答】

Q： 後見人をつけた場合、鑑定料等、一時的に費用はかかるが、継続して
支払わなければならない費用もあるのか。

A： 後見人は、場合によっては身内の方がなる場合があるが、第3者にな
ってもらうと、例えば、弁護士は月に3万円くらいかかる。司法書士
などは更に安くなっている。

Q： 個人情報がかかり漏れているが、調布市では十分な監理がされている
のか。

A： 消費者生活相談室は、個人情報を監理するところではないので、はっ
きり答えることはできない。



ミニコーナー



訪問者をよく確認しましょう！！

勇気を持ってハッキリ断る！！

迷ったら一人で悩まず、まず相談！！

